

令和3年 第1回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和3年第1回東彼杵町議会臨時会は、令和3年1月26日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 4 議案第 2 号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 5 議案第 3 号 塩鶴川溪流保全工事(1工区)請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第 4 号 東彼杵町道路線変更について

6 閉 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻より若干前でございますけれども、全員お揃いのようにございますので、ただいまから臨時会を開会したいと思います。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回東彼杵町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番議員、森敏則君、10番議員、橋村孝彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号））

日程第4 議案第2号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号））、日程第4、議案第2号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。新年早々、ここに令和3年第1回東彼杵町議会臨時会を召集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、大変ご多用な中にお揃いご出席をいただき誠にありがとうございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の件でございますが、終息の域が未だに見えません。国は、

緊急事態宣言の再発令が行われ、長崎県も感染者の急増により特別警戒警報が発令され、長崎市におきましては緊急事態宣言が発令中であります。引き続き、手洗い、マスク、換気、三密を避けるなどにご協力をいただきますようお願いいたします。

本町は今のところ、幸いにしまして約8か月間感染者は確認されていませんが、啓発活動等緊張感を持って対応していかなければなりません。

それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号））でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3891万1000円を追加し、予算の総額を71億9732万6000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業に関するものでございます。

歳出につきましては、営業時間短縮協力金3876万円、関連事務費15万1000円でございます。

歳入につきましては、特定財源としまして県支出金3499万6000円。一般財源として財政調整基金繰入金391万5000円となっています。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。

なお、この件につきましては、専決を行いましたのは、どうしても期日が今回の臨時会に間に合わずスタートが速くなったもので専決をさせていただいております。何卒、ご了承をお願いしたいと思います。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1799万円を追加し、予算の総額を73億1531万6000円とするものでございます。

歳出につきましては、ふるさと納税経費2680万円、ふるさと創生事業基金積立金2320万円、新型コロナ予防接種事業費554万円、塩鶴川溪流保全事業費5250万円、冷凍・冷蔵庫購入費等855万円等でございます。

歳入につきましては、国庫支出金554万円、寄附金5000万円、繰入金855万円、諸収入5250万円等でございます。詳細につきましては税財政課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

まず、説明の前に、誠に申し訳ありませんが予算書の中に間違いがございました。訂正をお願いいたします。

議案第2号の方になります。第2号の14ページをお開きください。一番右の説明欄の一番下になります。超低温フリーザー等と記載しておりますが、正しくは薬用冷蔵ショーケース等となります。薬用、薬の用です、それから冷蔵庫の冷蔵、片仮名でショーケース、薬用冷蔵ショーケース等となります。申し訳ございませんでした、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号、補正予算第11号の内容について補足説明いたします。

補正予算11号につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、1月20日から長崎県と共同で行っております飲食店への営業時間短縮要請に係る経費を、1月19日付けで専決

処分させていただいたものになります。

予算書の7ページをお願いします。3番歳出になります。7款1項2目商工振興費は、先ほど申しました飲食店への営業時間短縮要請に係る経費として合計で3891万1000円計上いたしました。内、7節報償費は、協力金76万円を51店舗分で計上しております。

戻りまして5ページをお願いいたします。2番歳入になります。17款2項5目商工費県補助金は、協力金の90%と事務経費の補助を併せ、3499万6000円を補助金収入として計上しております。

6ページをお願いいたします。20款1項1目財政調整基金繰入金は、経費から県補助を除いた391万5000円を基金繰入としております。

最後に、戻っていただいて1、2ページの第1表、3、4ページの事項別明細書、そして8ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積み上げですので、説明は省略させていただきます。議案第1号の説明については以上になります。

続きまして、議案第2号、補正予算第12号の内容についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。3番歳出になります。2款1項3目財産管理費は、ふるさと応援寄附金を当初見込みより多く頂戴しており、返戻品等の経費が不足することから、合計で2680万円計上いたしました。

その下、5目財産管理費は、ふるさと創生事業基金積立金として2320万円を追加しています。

14ページをお願いいたします。4款1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用として合計で554万円計上いたしました。ワクチン接種については、厚生労働省の主導により2月、3月に医療従事者、3月下旬に高齢者の優先接種が、スケジュールとして予定されており、当町においても、国からのワクチン配布がありましたら、先ずは65才以上を対象に総合会館において集団接種を行うよう検討しております。

説明欄の主なものについては、1節報酬の予防接種医師報酬は、集団接種開催時の医師への報酬を、3月分80万円計上いたしました。7節報償費の予防接種出務謝礼は、集団接種の際、医師に同行される看護師に対する出務謝礼として40万円計上しています。10節需用費の医療材料費は、集団接種会場に設置する救急用の薬品等の購入費として105万円計上しております。11節役務費の通信運搬費は、ワクチン接種クーポン券の郵送費用等として66万8000円計上いたしました。12節委託料の新型コロナ予防接種委託料は、医療従事者向けのワクチン個別接種を委託する費用として105万2000円計上しております。17節備品購入費の薬用冷蔵ショーケース等は、ワクチン保存用の冷蔵庫等の購入費用として38万4000円計上しております。

15ページになります。6款1項4目土地改良事業費12節委託料は、防災重点農業用ため池16か所のうち7か所の劣化状況評価業務を行う費用として140万円計上しております。

16ページをお願いいたします。8款2項3目木場本線道路改良事業費の12節委託料は、木場本線に関し現道との接続箇所について工事の変更を行うため、修正設計を委託する費用を計上しております。14節工事請負費については、財源とするため同額減額しております。

17ページの8款3項2目河川改良費につきましては、鉄道運輸機構から受託しております塩鶴川溪流保全工事について、工事の変更に伴う事務費と工事費用を追加で計上いたしました。

18ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費の14節工事請負費は、千綿小空調設備移転工事について、実施設計の結果、現予算に不足が生じることから追加費用として計上しており

ます。

19 ページになります。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費の 17 節備品購入費は、給食センターの冷凍・冷蔵庫の故障により新たに購入する費用として計上しております。

20 ページをお願いいたします。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費は、災害復旧に係る工事費用が不足しており、12 節委託料を減額し、14 節工事請負費を 580 万円追加しております。

戻りまして 7 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。16 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金は、ワクチン接種事業は全額国の負担となりますので、報酬等直接経費と同額の 233 万 7000 円を計上しております。

8 ページをお願いいたします。16 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金は、ワクチン接種事業の事務経費と同額の 320 万 3000 円を計上しております。

9 ページの 17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、ため池劣化状況評価業務については全額補助対象となりますので 140 万円を計上しております。

10 ページをお願いいたします。19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、3 億 5000 万円の寄附を見込んでおり 5000 万円追加しております。

11 ページの 20 款 1 項 5 目教育文化施設整備基金繰入金は、給食センター冷凍・冷蔵庫更新の財源として基金繰り入れを行っております。

12 ページをお願いいたします。22 款 5 項 1 目土木費受託事業収入は、塩鶴川溪流保全事業の事務費及び工事費の全額を受託収入として 5250 万円計上しております。

戻っていただいて 3 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正です。千綿小空調設備移設工事につきましては、工事完了が令和 3 年度になる予定ですので、繰り越しをお願いするものになります。

4 ページをお願いいたします。第 3 表、債務負担行為補正になります。新型コロナウイルス予防接種に係る予診票入力業務については、3 月中に契約を行う予定ですので令和 3 年度の債務負担をお願いするものになります。

最後に、戻っていただいて 1、2 ページの第 1 表、5、6 ページの事項別明細書、そして 21 ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

専決処分の 7 ページ、議案第 1 号です。7 節の報償費の中で営業時間短縮協力金ということで上がっておりますが、説明の中で 51 店舗あるということでしたが、その 51 店舗の把握をどのようにして把握されているのか。また、この店舗によっては、売り上げの格差があると思います。これは、調べると言いますか、そういった確認を取るのに確定申告とかそういったもので割ったときに、ひよっとしたら 1 日 4 万円以下の店も出てくるのではないだろうか、そういったこともあるわけですね、そういったところで。

それと、例えば従業員さんなどがおられた時に、その辺の補償とかも確認をされているのか。そ

ういったところの説明をいただければと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、51店舗の件でございますけれど、これは県から通知を把握されたのは、食品衛生法の許可届をされた店全てが網羅されております。と言いますのは、もう時間がなくて、ここで町も本当は調査をしなければいけなかったんですが、とりあえず総額ですということを県が決定をされております。ですから、今、議員さんからおっしゃいました売り上げ等は一切関係ありません。従業員の補償も一切関係ありません。1店舗4万円やるということで、県が2万円、町が2万円です。その8割は臨時交付金で補填をされるということになっております。

今、そういう時間がなかったと言いますのは、実は、その前の15日の金曜日にウェブ会議が夕方に、4時過ぎからありまして、それで各市町の意見が通りましたけれど、2万円ずつの各市町の負担の問題で結論が出ずに持ち越したんですよ。県としては、どうしても県だけでは財政的にもたないと、4万円をやるのは。だから、半分負担をしてもらえませんかというウェブ会議がございまして、そこでちょっと意見の統一ができませんでした。また土曜日に、今度FAXで土曜日までに至急回答をしてくださいということで、うちは店舗数が51店舗、まるまる対応ができる、該当するかどうかまだわかっていませんでしたので、数は減るだろうと私は予測をしておりました。そういう感じで、16日、17日が土曜日曜。18日が月曜日で県議会臨時会が開かれました。うちは、20日からどうしてもスタートをしなければならないもので、バタバタしまして、その後にはたぶん調査をかけなくてはならないと思ひまして、今、議員さんがおっしゃたように、51店舗は県からの数の登録数と、そういう売り上げの関係ではなくて、1店舗4万円という専決にさせていただきたいということです。

あと何かございましたらまちづくり課長に説明をさせます。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして補足説明をさせていただきます。

別途、資料を準備させていただいております。第11号の資料ということで、こちらをご用意をお願いできればと思います。

先ほど町長が申しましたように、51店舗につきましては、資料の裏面でございますけれど、県の方から51店舗ということで把握をされております。その把握につきましては、食品衛生法に基づく飲食店、喫茶店との営業許可書を取られているところを拾い上げられて、予算措置を県がなされたということでございます。

先ほど町長が4万円という話をされましたが、これは1日当たり4万円ということでございまして、時間の要請期間が19日ございます。その19日間全てを時間短縮していただくことが支給要件の対象となっております。4万円×19日でトータル76万円という内容でございます。

1、営業時間短縮要請の概要と書いておりますが、そこに支給要件ということがございまして、この②の支給要件は、先ずは緊急的な措置ということを踏まえて、この4つの条件を満たせば売り上

げ等の内容なく、先ずは対象となるということになります。

事業の内容としましては、この要請に協力をした店舗において、一応要請期間が終わった後、それぞれ事業所の方に申請書等の書類を送付しまして、実績等を添付していただいて申請をしていただくというような流れになっております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今の課長の説明では、実績等の申請をしてもらえば支給をするということでしたが、その前に51店舗のうちの県から来た分については、既にもう廃業と言うか、そういった店の中にはあるかもしれないですね。そういったところを含めての51店舗だったろうと思います。

町では、先ほど言われた申請書類と言うか説明書、そういったものを何店舗ぐらい発送予定なのか。51店舗全部にやると、県に登録されたという一点を、その辺をどの程度把握されているのか。その辺をピシャッとしないと、ただ単に来た書類だけでやっても、やはり無いとかいう店もあるのではないだろうかと思えます。

また、新たに、ひょっとしたら51店舗の書類がいつ時点での書類なのか。そういったところも中にはあるのではないだろうかと思われるわけです。この辺も詳しくしながら、やはりコロナ禍を乗り切れる状況と言うか、そういったところも含めて判断をいろいろして、大変だと思えますけれどもお願いをしたいと思えます。そこをわかれば説明をいただきたいと思えます。

それと、あと一括議題になりましたので、質問の回数も少ないわけですが、コロナ禍の中で予防接種の東彼杵町ではいつぐらいからされる予定なのか。

議案第2号のコロナの件でお尋ねをしておりますが、それをどの程度の医療機関、医療機関もいっぱい、何軒かあると思えますが、医療機関も通常の診療もされなくてはいけない。そういったところも考えるとなかなか日程的にスムーズにいくのかどうかと考えられるわけですね。そういった中で、あるいは看護師の補助もいるわけですので、そういったところの機器の設備。あるいはまた、ワクチンを冷蔵する冷蔵庫も補正に上がっておりますけれど、そういったところの管理体制の予定とか、少し詳しくお知らせいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ず第1点目の商工の方ですけど、51店舗、県から来ましたが、町としても既に把握をしております。してございまして、今後、このトータルがなぜそのままというのが、うちが絞ったにしても8時までの営業時間を守らなかったら、またオミットになる。そういうのも、夜に、現地に職員が入っていますので調査をしながら。だから、最終的な数で、しかもできないと、やはり平等を期するため営業時間短縮でございますから、8時までというシールを貼っていただいております、カメラに撮って届出もしてもらいます。これは、国からも県からも要請がございまして、とりあえず確認の徹底をしてくださいと、そういうことで夜に職員も回っておりますので、そういう感じで進めさせていただきます。

浪瀬議員がおっしゃいましたように、今、51店舗、本当に辞められたところもあります、廃業も

あります、調べてですね。ただ、今回、予算はこのままお願いをしておりますが、全体的なその数量把握は当然実績に基づくものでございますので、そういう時には予算も減額させていただくというところでご了承をお願いします。

次に、ワクチンの件でございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせますが、その医療機関の方が、今、私たちもお願いをしたいと思っておりますのは、今、浪瀬議員がおっしゃったように通常の業務もございまして、例えば、休診日とか土曜、日曜とかお願いできないか、今、検討をしているところでございまして、そういう方法で、例えば日曜日などがお年寄りの方で車を持たない方は、孫さんや子どもさんがお休みの時に送ってもらえとか、そういう感じが、一緒にトータルでできないかなと思っております、今、医療機関と調整をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

浪瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、接種時期は医療従事者の先行型として2月下旬です。それから医療従事者本体が3月上旬から中旬になります。高齢者につきましては、3月下旬から5月中旬と考えております。また、それ以外の方は、5月中旬以降からの接種になると思っております。

それから、ワクチンの保管をマイナス75℃のディープフリーザー冷凍庫です。これが3月中旬に入ってくる予定です。

また、マイナス20℃のディープフリーザーの方も町の方に来ることになってはいますが、この分については、たぶん4月を越えるかなと思っております。

それから、医療機関との打ち合わせにつきましては、先日、郡医師会の方とも説明会を開きました。ウェブ会議でなかなか質問等もできなかった部分もあるんですけど、一応、2チーム体制で実施をした場合、1チームで1時間で約40名程度できないかということと言われていました。これを換算すれば、医療従事者は人口の3%と言われておりますので、先ず231名上げております。高齢者は3,064名おられますが、このうち80%を計上しております。人数にして2,451名です。それから、16歳未満を除いた分のその他の方が2,883名おられます。これを基に計算した結果、高齢者の接種については18日間要するのではないかなと思っております。高齢者以外の分につきましては22日間要するかなと思っております。

今後、郡医師会と話をしていきますので、今度は町医師会と協議会をもって、体制が、郡医師会が言った体制どおりにできるものかどうか、その辺を調整しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

議案第1号の方からいきます。これは、最初見た時から欠陥が多いと言いますか、公平性に欠けているという思いが実感だったんですね。今、浪瀬議員が言われたこととかぶるかもしれませんけ

れど、4万円なる金額は、純利益に該当する部分なんですよね。そうしますと、先ほどの話の中にも言いましたけれど、日々の売り上げの中で純利益が4万円に満たない業者はかなりいます。逆に都市部においては家賃等々、いわゆる固定費を含めて4万円では足りない、6万、7万円というふうなところがあるわけですよ。そのこの区別が全くされていない。

それと、もう一つは、確かに飲食業は緊急を要するという事はよくわかりますし、飲食業からの感染リスクが多いということですから、その目的に関しましては私も理解しますけれど、今回において損害と言いますか、被害を被っているのは飲食業だけではないです。あらゆる業種が影響を受けています。そこに対する議論は全くされていない。

ですから、私は、ちょっと個人的な考え方を申しますと、この4万円は当面2万円にするべきと思っています、均等割りみたいな形で。そのことを先ず公表する。そして、あとの2万円は、要するにそういった差額がある分に関しては、前年度の固定費部分の、例えば30%とか50%とか、100%なのか、そこら辺の予算の範囲内で議論されるのでしょうけれど。

そうしますと、かなり平等な配分ができると思いますんですけど、こういう意見は全くなかったんですか、ウェブ会議の中で。あるいは県議会あたりもそうなんですけれど、どうなんでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは国の規準で、東京都は6万円でされております。長崎県は、最初長崎市だけ私は想定されたと思ってまして、そういう浪瀬議員がおっしゃった意見が各市町から出ました。4万円は県でもつべきではないかと。全県にしないと感染が治まらないということで、2万円、町が負担をすることになりました。

おっしゃるとおり、例えば、その店に収めている酒屋さん、小売屋さん、おしぼり屋さん、全部繋がってきているということの意見が出て、たぶん県議会でもそういう意見が出ていたと思うんです。しかし、今回はとりあえずそういう感染を防ぐということで飲食業界、それで国も次の第三次臨時交付金等の予定も今国会で審議されていますけれど、そういう感じで、今後、例えば飲食業界は今回やりましたが、また違うところの、ここに漏れた方たちの方法も何とかその辺で今度考えていかれないかなと私は考えております。

今回は、全県下統一して国の予算でおりてきて、県知事もそういう、今長崎市もそうですけれど、医療崩壊に繋がるということで。やはり、全県下がまとまってしないと駄目ではないかということで、各市町、市長、町長とも意見が一致しましたので、今回こういうことでどこの市町も進められております。先日、長与町は、議会で議決をされております。そういう感じで、よろしくお願ひしたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おっしゃっていることはわかるんですけど、こういう際限ない給付の仕方をしますと、当然、農業や漁業もということが出てきますよ。そうすると、当然、自主財源、財政調整基金等の繰り出

しも出てくるわけですよ。これから先のことを、うちの町はこれからも役場の耐震化も云々と議論されている時期ですから、もう少しコスト意識がないのかなと思うんですよ。やはり、そういうところが独自性がないと。都市部と郡部は全く条件が違いますから、そこら辺が、特に財政が厳しい町はそういうことを強く主張すべきではなかったんでしょうか、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、おっしゃるとおり、今、小値賀町は、ほとんど出ていないんですね、感染者がずっとゼロです。東彼杵町もゼロ、新上五島町もゼロ、田舎の方とはとにかく感染は少ないです、確かに。しかし、飲食業界に重点を置くと県知事がおっしゃって、全市町がそれに賛同をして、国から4万円ということの8割が臨時交付金で補填をされるという形で、一緒にやはり行動しないと、東彼杵町も当然長崎市に勤めに行かされている方もいらっしゃいますし、当然交流もあります。ですから、私の考えとしましても、諸々ご意見ございますでしょうけれど、確かに財政は厳しいですが、私は、次の1兆円の臨時交付金の方向で、また財源更正とかできれば、そういう形で。できるだけ、基金も残したいと思っているんですが、今、幸いにしまして、続くかどうかわかりませんが、ふるさと納税が少し増えてまいっておりますので、そういう感じで、基金全体を調整をさせていただこうかと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

もう一つですけれど、協力金の支給に関しまして、通常から20時を越えて営業した店というくだりがありますよね。これはどうやって調べるのですか。申告だけですか。これはかなり厳しい所が出てくると思います。これまで20時を越えてしていない所も申請しますよね。そういうことは想定は。こういうのは厳しくしなければいけませんよ。

それと、夜回りと言うか、確認に行くと言われますけれど、なかなかそれも人数的に厳しい部分があるので、1人2人で回ったって50件とか、なかなか瞬時には回れないですけど。

とりあえず、この20時を越えて営業の担保はどういう形でするのですか。

それともう一件、議案第1号と2号でしょう。1号ごとに3問までというふうに理解して良いんですか。

○議長（吉永秀俊君）

一括です。

○——△——

駄目でしょう。

○10番（橋村孝彦君）

そうしたら、一括するも間違っている。とりあえずそれで。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

20時を越えるは、通常遡りまして16日までにそういう形態でないと該当しないという方向で来ております。ですから、1月20日から始まりますけれど、1月16日までにずっと20時を越えて営業をしている店、そういう形で定義づけをされております。詳細につきましてはまちづくり課長に。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

通常20時を越えてということに関しましては、通常の店舗ごとの営業の告知と言いますか、何時まで営業しますということをご参考といたしまして判断いたします。一つの例は、店舗の前に書いてある営業時間であったり、ホームページ等いろいろなもので、通常、店舗の営業時間を表示している内容を基に把握をして判断していくということになっております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

4万円の補助金についてはよく理解できたと思うんですけど、店舗に対して4万円の補助なんですけれど、ここには従業員などおられると思いますけれど、従業員などの補償については何も話が出なかったのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

従業員さんの補償とかではなくて、とにかく1店舗4万円です。先ほど言いましたように、例えば、橋村議員がおっしゃいましたように家賃が高い所もございまして、1日4万円上がらない所もあるでしょうけれど、全部統括して1店舗4万円。その金額だけで進めるということとございまして、県の方針がそうとございまして、それで行かせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

議案第1号から、この制度設計については、国が定めたものであって、なかなか県とか市町村がどうするとは難しいと思うんですけど、この1の(4)項、協力金支給要件が書いてありますけれど、この中で、書いていない事項、申し訳ないけれど、例えば1週間に6日営業をやっている店舗、20時以降ですよ、もちろん。あるいは、1週間に4日間のみしか営業をやっていない所、ありますよね。こういったところからすると、東彼杵町内だけで見た、店舗の方々から見た、人から見れば不公平感があるのではないかという声が出てくる可能性があります。したがって、こういった声に対して、やはり、町としてしっかりこういう制度になっているということを、国の制度であるということを、しっかり説明していただくことが大事ではないのかなというのが1点でございます。

次に議案第2号、14ページ開けてください。14ページ、4款1項2目予防費についてでございます。非常に、まとめて質問しますから、先ず7節報償費、コロナ予防接種検討会議出務謝礼というふうに、わずか9万円でございますけれど出されております。この会議にどのような方が何名参加

されたのか、これが第1点。

次に、第2点、これは3月下旬辺りから5月に、さっき健康ほけん課長が説明しておられました高齢者が対象となってまいります。そうすると相当な数が殺到すると、こういうことになります。そうすると、接種する場所、これが各医院でやるのか、あるいは、例えば総合会館辺りに、さっきマイナス75℃のコロナワクチンを保管する場所も必要になってくるわけですね。そういった場所を、接種する場所を、どのように考えておられるのか。

それから、先ほど健康ほけん課長からありました接種する際に一番心配されるのが、さっき説明もあって聞き取りにくかった点もあるんですけど、医師や看護師さんたちの手配ですよ。さっき1チーム40名程度だったかな、こういう説明をされました。こういったことを、やはり、私たち議員も町民の方々に説明していく責務がございます。したがって、先ほど健康ほけん課長が言っておられたことを、もう少しその予防、町としてのです、予防接種の、町としての予定、業務予定をきちっと、医療関係者、持ち病のある人、あるいは高齢者、高齢者65歳以上ですかね。そういったところの、あくまでも予定は、きちっとした予定表をちょっと配って欲しいなと思います。以上、まとめて議案第1号から2号について質問しましたけれどもよろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第1号についてご回答いたしますが、確かにその詳細までは来ていません、1日に6時間、4時間というのは。ただ、これはなぜかと言うと、やはりコロナの感染をとにかく止めたいと、やはり、飲み会と言うかそういうことが感染に繋がる。と言いますのは、私も前回、講演を受けた時に、インフルエンザは粘膜で感染しますが、コロナは唾液だそうです、飛沫。大体医学的にわかっているということで、とにかくこれを抑えたいということで、今回はそういう飲食業をまずターゲットを絞ったと。しかし、おっしゃるように不公平もございますから、私の考えでは次に第三次の交付金が来ましたら、議員の皆さんと相談をしながら違うところに手当をしていかなくはない。確かに、農林水産業もそうです、他の商売をされている方も。そういう感じをお願いをしたいと思っております。

2点目につきましては、②の医院か集団接種かというのは、集団接種で計画をさせていただきたい。総合会館、先ほど健康ほけん課長が申しましたように。だから、そういうのも、例えばコロナの感染に繋がらないように線形と言いますか、ルートを作って、入って出て行くという形。ただ、ここが問題なのは、接種して30分は副反応とか見るために時間を設けるようになっていますから、その部屋も入れて、とにかく椅子を離して座る。やはり、ディスタンスを取るような形で、今、研究をしています。詳細につきましては健康ほけん課長にお願いします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、コロナ予防接種の検討会議出席謝礼金について説明いたします。

これは、医師プラス看護師2名が5院ほどありますので、その方が2回説明会に来てもらうように思っております。それで9万円計上しております。

また、接種会場につきましては、集団接種としたいと思っております。基本は集団接種としたいと思っております。場所は、総合会館の大会議室か、教育委員会と打ち合せをしなければならないのですが、先ず大会議室、若しくは研修室の1から4、又は検診ルームを予定しております。

また、保管庫につきましては、検診ルームに鍵付きの部屋がありますので、そこに保管したいと思っております。

それから、医師、看護師についても原則としてはその医療機関の方から派遣をしてもらうように思っていますが、どうしても足りない場合は、看護師の募集をかけたとか、知っている方を探し出さなければいけないかと思っております。

また、予定表につきましては、これから町医師会の方と協議会を開いて、いつできるものか。検診日にできるものか。町長が冒頭に言いましたように、土曜日や日曜日に何とかできないか、その辺も含めたところで検討していきたいと思っております。以上ですが、何か漏れはなかったですか。いいですか。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

このワクチン接種というのは、1回だけではなくて2回接種が必要です。2回接種についても、次のこの予算の中に計上されているのかどうか。そして、2回目のものは1回目にされた方についての期間は何日だったか。ちょっと記憶がないんですけど、30日だったかなと記憶はしているんですけど。正確なところを教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

接種につきましては、2回接種になります。まず、接種の種類が3種類ありまして、ファイザー社から来るワクチンが一番早く来ると思っております。これが、接種の間隔が21日間です。あと、アストラゼネカと武田モデルナが28日間となっております。以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

まず、議案第1号の専決処分について確認です。

1店舗当たり4万円の支給ということなんです、現状、この要請というのが1月20日から2月7日までということなんです、既にこの期間中に入っているわけですね、そうすると、現状は、20日前から休業されている店舗、あるいは廃業されている店舗。廃業というのも非常に微妙で、営業を、食品衛生協会、保健所に営業許可書を返納しないと廃業とは見なされないんですよ。したがって営業許可書がある以上は営業していると見なすべきなんです。

そういったのを含めて、例えば 20 日以前から営業が成り立たないから休んでいる店舗は、私が見る限り数多くあります。大村辺りは、以前から、この期間が決まったとたんに休みますよと宣言してフェイスブックに載せている店舗もあります。これが現状です。そういった現状の中でも例えば、週に 1 回休んでいた店ですから、コロナに入る前には年中無休でやっている店舗、あるいは何曜日が定休日だということになると、そういったところを含めた形の中でのこの営業補償 1 日 4 万円というような形になるのか、それとも、もうこの 19 日間そのままということになるのか確認したいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

要請の開始が 1 月 20 日からでございますが、その要件としましては 1 月 16 日以前に営業を行っているものということでございますので、少なくとも、やはりそこでの営業行っているという確認が必要になってきます。それにつきましては、事業者の聞き取り、又は商工会等とも連携を図りながら確認を取って行きたいと。あくまでも、やはり廃業とされているところについては対象にならないということでございます。以上でございます。

○——△——

——△——△——

ちょっと、暫時休憩。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 21 分）

再 開（午前 10 時 23 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

大変失礼いたしました。

その判断につきましては、1 月 16 日以前に事業が営業をされているかどうかを把握をするということになっております。その把握につきましては、事業者を確認をして対象となるかならないかの判断を取るかになっております。

また、状況によっては、16 日以前にコロナの感染拡大に応じて自主的に休業しているというところもあるかと思っております。それは対象になるということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

先ず最初に、議案の 1 号と 2 号と一緒に採決と、3、4、5 の議案が採決ということで聞きましたので、ちょっと、その中で一括議題ということであれなんですけれど、議案第 2 号 17 ページの 8 款 3 項 2 目 14 節工事請負費 5000 万円のことについて若干質問します。

これは、後だって出てくる塩鶴のことで議案として出されたんですけど、この 5000 万円の溪流保全工事の追加、これは、ちょっと塩鶴のことに 2200 万円ぐらいなっているんですけど、後の 2800 万円の溪流保全の工事、他にどこがあるのか伺いたいのですけれど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

今回補正で 5000 万円お願いしているのは、契約変更とはまた別になります。現場が想定した以上に石がたくさんあるんです。12 月でも 2000 万円お願いして増やしてもらったんですけど、現場が想定した以上にかなり石が多くて、固かったため薬剤を使用して割る方法に工法を変更しております。現場は、石を除けたらその下から石が出てくると。掘ってもまた石が出てくる。石がたくさん出てくる現場ですので、正直どれだけ石が出てくるかがわからないんですけど、鉄道運輸機構との協定の中で、今年度の協定の限度額が合計で 1 億 4000 万円程度まで大丈夫だということでございましたので、そのギリギリに近い所まで増額をお願いしているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

そうしたら、この 5000 万円のことについては 1 か所ということですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

現在施工しております工事 1 件のことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

議案第 2 号、14 ページのワクチン接種事業についてですけど、先ず最初に 65 歳以上と 65 歳未

満で接種時期が変わってくると思うんですけれど、65歳以上の基準日と言いますか、何月何日時点でなっている方が該当してなるのか。随時、予定では3月下旬から5月まであって、5月以降が65歳未満の方になりますので、誕生日が来たら随時65歳以上と見なしてできるものなのか、その辺がはっきりしていれば教えていただきたいと思います。

それと、先ほど高齢者の方が18日間、その他の方が24日間ぐらいと計画をしているという話だったんですけれど、1回なのか2回なのかそこをお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

65歳になるのは来年の3月31日が基準日となっております。

後のことにつきましては健康ほけん課長に。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、先ほど説明しました回数は2回分を入れて今計算をしております。まず、1回、1時間に40名程度をした場合、2チームで280名程度になります。それを人数で割り勘して切り上げて9日の2回です。あと、高齢者以外については11日の2回ということで22日と計算をしております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そうしたら、先ほど最初の答弁の中で休診日を使って町内のお医者さんをお願いをされるような話をされておりましたけれど、18日間と24日間、休診日を使ってされるということであれば、かなりの負担が掛かるのではないかと思うんですよ、お医者さんも看護師さんも。個人的な意見になるかもしれませんが、誰か別の方をできれば雇われて、町内のお医者さんというのは何かあったら困るんですよ、他の町民も。ですので、最後の砦と言いますか、来てもらえるような形で検討をされないものか。

それと、総合会館を40何日間ぐらい使われるということになると思うんですけれど、その間は、総合会館は閉めると言うか、他の方は使えない状態を考えていらっしゃるのか、そういうところをお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、総合会館をずっと借りるわけではなくワクチンが入り次第なので、医療機関が負担がかからないよう、今日出てもらって、例えば、木曜日の休診の日の時間帯や、うちの医療機関は4医療

機関ありまして、水曜日の昼からの休診があったりとか、木曜日の午後からの休診があったりとか、それから、土日の検討も含めております。

それから、場所については、ずっと貸し切りではなく、ワクチンの入り次第ということで、町の方である程度 V-SYS という全国共通システムがありますので、その中で登録をしていって、人数が固まり次第、その中で把握をしながら進めていきたいと思っておりますが、医療機関の意向を聞いてからしなければ、先ほど言われたように医療機関も検診とかされていますので、そのところを考慮しながらいきたいと思っております。

また、他に支援ができないかということで私たちも考えてみました。どこの町もいっぱいいっぱいです、今、コロナ禍で病院にあたっていることもあったりとか。私も、できれば看護師協会などをお願いができないか考えているんですけど、まだ、町医師会の方と来週協議会をもつようにしていますので、その中で話をしてみてもという体制が一番ベストなのか、日程もできるだけ郡医師会に沿うような形で実施をしたいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

総合会館のことで、私の聞き方がおかしかったと思いますけれど、接種をする日も一般の方も使えるということなのかどうなのかということなんです。

それと、集団の場合予約制、個人の場合も予約制だと思いますけれど、予約制なので来れない方もいらっしゃるかなと思うんですけど、そういう方はどういうふうになるのかということと、高齢者の方が総合会館まで来てもらうということですので、この自分で、本人の力で来るものなのか、例えば町の方で、何人か車に乗せたりとか、そういうふうにもどうしても来れない方、予約日に来れない方などを運ぶようなことを考えていらっしゃるのかをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、総合会館を使った場合、他の部屋は使用してもかまわないと思っております。今自体もコロナ感染症で密にならないように使われていますので。できるだけ控えてはもらいたいんですけど、そこまでの束縛はできないかなと思っております。

それから、基本が集団接種でありまして、あと、個人的に基礎疾患や寝たきりの方については個人の病院でも良いとなっていますのでそちらの方を進めたいと思っておりますが、医院がどうされるかです。現在把握していることと言えば、鈴木病院さんやもみのき荘は、寝たきりとかおられますので、そこについてはかかりつけ医師がおられますので、そちらの方で接種ができないか検討しております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

議案第 2 号補正の 12 号の 17 ページ、先ほどの塩鶴川 5000 万円の件なんですが、先ほどの説明では鉄道運輸機構との協定で限度額が 1 億 2000 万円、そのギリギリまで予算を取って置こうという感じで、5000 万円というこの保全、ここには溪流保全工事の追加と書いてありますが、とりあえず予算を取っておこうという話なんですか、どうなんですか。具体的な溪流保全の工事を計画するんですか、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

工事追加ではなくて、石を割る手間を想定しております。後ほど、3 号議案になるんですけど、石を 500 m³割っているんですけど、見えている部分の石などがありますので 700 か 800 ぐらいは出るのではないかなと思っています。ちょっと多めに考えまして 1,000 m³ぐらい割っても大丈夫な予算を確保しております。以上です。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

4 回目ですけど特別に許可します。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

石を砕くという話なんですが、ではこっちの予算と同じではないかとなって来るんですよ。この後出てくる工事変更に係る工事と同じ、これは関連すること。私は、てっきりこれは別の予算でとってあの辺の溪流の整備を行うのかなと思っていたんです。だから、説明の中で、鉄道運輸機構との協定が 1 億 2000 万円あるんです。ギリギリまで予算をとって 5000 万円とりましたという先ほどの説明だったでしょう。だったら、私は 5000 万円は鉄道運輸機構からもらうのであれば予備にでもとっておこうかな、そしてあの辺の整備をするのかなと思ったんです。そうではなかったんですね、今のは。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

申し訳ありません。1 億 4000 万円程度まで可能だったもので、本当に掘ってみたいとわからない

んですけれど、石がどんどん出てくる状況でございましたので、今回の施工中の工事の石の破碎手間を追加するということで計上させてもらっております。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 39 分）

再 開（午前 10 時 39 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。 5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今の関連です。私も、議案第 3 号とこのところ、私も書いているんですけれど議案第 3 号との関連性がどうかと疑問で聞こうと思っていたんですよ。ここは、建設課長の説明と私は別箇と先ほど解釈しました。要するに議案第 2 号は、石が多くて破碎方法の工法が変わってきた、だからこの 5000 万円計上しなければいけない、こういう理解。次の議案第 3 号の話はこれは別だなど思い理解していたんですけれど、今の説明を聞いていたら、議案第 3 号と密接に関連していると理解してよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

申し訳ございません、関連しております。

12 月に 2000 万円追加でお願いしていたんですけれど、見通しが甘かったと言いますか、量がそれ以上に増えてしまいましたもので、その分の費用を追加で今回お願いしているものでございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長から補足説明があります。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、この議案番号が第 3 号できて、契約がまだできていないものですから、予算をとって契約が普通はいくものものですから。これが離れておけば誤解をちょっと招かなかったのかなと思っているんですが、一緒に、同時になってしまっちゃってちょっと申し訳なかったと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

先ほどからの予防接種の件なのですが、マスコミ等で結構騒がれておりますのは、アレルギーとか後遺症問題が接種後という問題が出ております。その辺は当然医者が絡んでおりますので予防接種のお願いの文書等は徹底するだろうと思いますが、その辺を併せると一部であるかもしれませんが、私が聞いたところでは、人が打ってその状況を見ながら打とうかなど、非常に心配な面の話もマスコミがちょっとしていましたし、3つの薬を使うわけですから、当然1つの薬がそれぞれまた違う。特に節操と言いますか、そういった期間が短くて接種するもんですから何が起こるかわからないということまで言ったりしているマスコミ等もおりまして、そういうことについては町として、その文書等は配備されると思いますが、その辺を考えた接種に対する安心度と言いますか、徹底するための施策をどういうふうにご考えておられるのかお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。また、健康ほけん課長については後城議員の質疑の他に先ほど漏れた回答もあるそうですので、それまで一緒に答弁をお願いします。健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

先ほど、立山議員から質問があった1人で来れない方ですが、まだ、政府の方から、国の方から指針は示されていないんですけれど、かかりつけ医師が訪問で接種ができないかということを考えております。

ただ、この接種に関しては、先ず同意書が要りますので、同意できた方です。同意ができない、わからない方は、保護者の方の同意が必要となります。もし、1人で来れない方については、相談をしていただいて、町内医師会の方に行っていただける方を、課内でもその辺を検討しておりますので。あと、政府の回答も併せて実施をしたいと思っております。

後城議員から質問があった分は、副作用がたぶん出るかなと思うんですけれど、その件については専門的な医療機関を各都道府県に確保する方針を決めたということで政府が言っております。

専門的な医療機関としては、総合診療科などがあるなど、多角的な診療や高度な検査ができる大学病院や総合病院を設定をしているということです。

それから、専用窓口コールセンターも設置し、そのところで体制作りをしていくということが国から示されておりますので、それに準じていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

その件につきましてはよくわかりますが、結局遠いところでやるわけですから、受ける時に総合会館に来てどうだこうだと言われた時に対応はかなりできないのではないかと。と言うのは、前もって打つ時というのは、わざわざ行って、打って良いのかどうかというのはかなり厳しい問題だと思いますが、その辺はどう考えていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

先ず疾患関係については問診票を書いてもらいます。その中で医師が判断して打つ打たないを決めるものですから、こちらからは、そのところはなんとも言えませんが、そこで副作用が出た場合は、先ずかかりつけ医に相談してもらって、極端な言い方をすれば救急車を使って総合病院とか長崎医療センターに運搬という形になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

ワクチンには3種類、今のところ予定をされておりますけれど、1番目はファイザー社ということで聞いておりますが、これは3種類、町民の方が私はこれを打ちたいと、私はこっちが良いと選別できるのかお伺いしたいと思っております。

それと、水曜日の休みの時とか土日と言っておられましたけれど、医師や看護師は大変なことになってくるのではないかと、続けてそれができたら大変なことではないかと考えておりますけれど、一線を退いた医師や看護師さんたちをお願いをすること、そういったことは考えておられないのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、ワクチンは3種類ありまして、ファイザー社から来るワクチンが早く来ると考えております。ただし、ファイザー社から来る分が、5回分来て1,170人分が10日間で打たなければいけないものから、できればこれが1回来て、あと2社の分を使えばと思っております。接種の有効性です。やはり、1,000人規模になれば集めるのも大変ですので、集団的にできないところも難しいかなということもありますので。最初は、先ずファイザー社です。高齢者に打つのはファイザー社。後の分については、この残りの2社になる可能性もあります。

それから、医師です。今まで、従来の仕事の業務の中でも、医師についても、うちが小児科がない場合も頼む時もあちこち探しても医師がいなかったんですね。そういう状況を踏まえますと、やはり町内の医療機関にしかお願いができないかと思っております。

また、先般、郡医師会の方も郡内の医師の負担が平等になるようにしたいということも言われておりますので、その辺は郡医師会の方にも、もしうちが逼迫した場合は、郡医師会の方に相談した

いと思っております。以上です

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 1 号、議案第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号、議案第 2 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 11 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから、議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 12 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号 塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更について

日程第 6 議案第 4 号 東彼杵町道路線変更について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 5、議案第 3 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更について、日程第 6、議案第 4 号東彼杵町道路線変更について、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明をいたします。議案第 3 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更につい

てでございます。

次のとおり請負契約を変更することについて議決を求めるものでございます。

1、契約変更の理由、塩鶴川溪流保全工事（1 工区）契約額の変更。2、契約の方法、当初、指名競争入札による契約、変更は随意契約でございます。3、変更前契約金額、5786 万円。4、変更後契約金額、7988 万 2000 円。5、契約の相手方、住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷 1885 番地、会社名 株式会社中野組、代表取締役 中野広信でございます。

提案の理由、施工区域に存在する転石の破碎工法及び数量等の変更により、工事請負額を増額する必要が生じたため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出するものでございます。

次に、議案第 4 号東彼杵町道路線変更についてでございます。

道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更する。

旧新別でお願いいたします。旧路線名、歴史公園線、起点が彼杵宿郷字江頭 747 番 2 地先、終点が彼杵宿郷字古金谷道上 471 番地先となっておりますのを、新しく彼杵宿郷字江頭 741 番 1 地先を起点といたしまして、彼杵宿郷字古金谷道上 474 番 1 地先に変更をするものでございます。

提案の理由としましては、町道を変更するため、道路法の規定により本案を提出することでございます。いずれの案件につきましても、詳細につきましては建設課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

まず、議案第 3 号につきまして町長に代わりまして説明いたします。

本議案につきましては、昨年 9 月の議会で契約締結のお願いをいたしておりました時にも説明しましたが、鉄道運輸機構から受託して行っている事業でございます。

先ほどから言っていますけれど、今回の変更につきましては、構造物の変更と施工区域の追加をしているのではなく、現場に存在する転石の破碎工法の変更と数量の変更によるものでございます。

当初設計では、大型ブレイカーで石を割るように設計をしておりましたが、石が硬かったため大型ブレイカーで割ることが不可能ということだったため、薬剤を使用しての破碎工法に変更しております。また、数量も当初想定していたよりも多かったため 270 m³、当初大型ブレイカーによる破碎を予定しておりましたが、500 m³の薬剤を使用した破碎工法に変更しております。

また、新幹線の本体工事を施工される際に、大型のクレーンを設置されておりますが、その時に施工ヤードを確保するために現地を新たに盛土して工事をされている部分がありましたので、その分の掘削数量につきましても、当初 2,770 m³掘削としておりましたけれど、4,550 m³、1,780 m³増やしております。

また、残土処分につきましては、当初、佐世保市にあります処分場への処分を想定していたのですが、近隣の圃場整備や新幹線工事への流用が可能となりましたので、残土処分費の 2,660 m³につきましては皆減としております。

また、先ほどからお願いしておりますけれど、転石の数量につきましては、今後また増えること

が見込まれておりますので、また追加して変更をする予定でございます。

議案第4号につきまして説明します。

今回起終点の変更をお願いしているのは、その他町道歴史公園線でございます。歴史公園線につきましては、道の駅彼杵の荘建設に伴いまして、平成13年に町道に認定をしているところです。

議案に添付しております道路台帳の写しをご覧ください。現在の町道でございますが、黄色で着色している箇所になります。国道から道の駅の駐車場へ続く58m区間が町道となっております。

今回、重点道の駅整備事業によりまして、交差点の場所が郵便局側に変更されることから、赤で着色しておりますけれど、73m区間が新たに町道となることから今回お願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ず議案第4号の町道の路線変更の件で、廃止された所の後の使用方法、駐車場とかいろいろ考え方がありますが、その使用方法。

それと、現在信号機が付いているところが当然新しい町道に変わるのではと思っておりますが、総合会館も入口は仮設で現在してありますが、そういった所が今後どのようなようになっていくのか。以前、郵便局前、横辺りも体育館の方の入り口ということで示されたこともあったと思っておりますが、また詳しく説明していただければと思っております。

それと、議案第3号の塩鶴川の破碎された石の処理は、先ほど残土はいろいろな新幹線の用地に運ぶとかいろいろ言われていましたが、破碎された石は、その場で処理が済むのか。あるいは搬出をしなければいけないのか。もし搬出するとすればどの辺にするのか。その利用方法、ぐり的なもので、そこで処理をされるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第4号から、現在の町道のところは、情報休憩施設という建物が建つように予定をされております。

交差点につきましては、新しく町道になる所に移りまして、総合会館側ですけれど、宿8号線という町道ですけれど、こちら場所を替えまして交差点の工事をするようにしております。

議案第3号につきましては、すみません、先ほど残土の処分に石の数量も含めておりますので、石につきましても近隣の圃場整備に流用しているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

先ず、議案第 3 号から、この工期はいつまでなのか、今年度中なのかどうかというのが第 1 点。

先ほど、2 点目、残土の処置を近隣ということに、置くというふうに説明を理解したと思いますけれど、近隣において、事後の、この残土というのは、私は貴重な資源だと思っています。いろんな埋め立てとかこういう公有地、あるいは将来町有地を造成する場合においても非常に活用できる貴重な資源だと思っていますので、こういった 270 m³から 500 m³が予想されると言われました。残土がいっぱい出てくるわけですね。その残土をいかに貴重に、町の資源として確保するかということをごどのように考えておられるのか、この説明をお願いをしたいと思います。

それから議案第 4 号について、私は随分前に重点道の駅の将来構想について図面をもらったような記憶がありますが、それからまた変更になっていると思うんですね、いろいろ経過、時が流れて。その状況を、ここにおられる議員の方々も、町民の方も、私によく質問がございます、町民の方から。重点道の駅がどういうふうに変わっていくんだろうか、どういう施設ができるんだろうか。そのできた施設はどのように活用されるんだろうかということが、まだまだ私自身が確実に、正確に町民の皆さんに説明できるような材料を持っていないものですから。それのところは、もし建設課の方で現在資料があれば、あればですよ、議会の方に提示をしていただきたい。これは質問ではなくて要望です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

道の駅につきましては、全員協議会の方で詳しく図面を付けて報告をさせていただきますので、ちょっとご容赦お願いしたいと思います。他につきまして建設課長からお願いします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

工期につきましては、現在 3 月 31 日としておりますが、繰り越すことを考えております。現場との打ち合わせはしておりますが 5 月、若しくは 6 月ぐらいまでかかるのではないだろうかということなんですけれど、繰り越しについては、鉄道運輸機構と正式な協議ができておりませんので、今回繰越明許をお願い、ちょっとできておりません。繰り越すことを考えております。

残土処分地についてですけれど、以前は、今、常明園さんが建っている所とか広い町有地があったので、そこに仮置きということをしていたんですが、なかなか仮置きをするスペースというものがございませんので、それは捨てたりとか買ってということで、ちょっともったいないなどはあるんですけれど。今回、大野原高原線の工事でかなりの盛土が必要になっていきますので、大野原高原線の近くの圃場をお借りしまして、そこに溜めるようにはしておりますけれど、今回準備ができなかったということもあって、また、近くの圃場整備も必要だよというところもあったもので、そっちに運んでいるところがございます。近々大野原高原線の近くの圃場に溜めることができるかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

昔も、新幹線トンネル工事で残土ができた。この残土を、当時東彼杵町はみすみす活用できなくて、他所の町に持っていかれたという苦い経験がございます。要するに、この残土というのは、非常に貴重な資源であろうと思っております。この資源を常日頃から、こういうことが出た時のために仮置き場をしっかりと確保しておくこと、準備をしておくこと、これが大切であろうと思えます。どうしても町有地で場所がない場合は相手方と調整しないといけないんでしょうけれど、東彼杵町には広大な大野原演習場というのがございます。あそこに大村駐屯地と調整していただければこのくらいの残土を置くところはたくさんございます。だから、東彼杵町内で解決できるではなくて、そういった東彼杵町内にある公有地の施設も併せて検討していくことが大事なんだろうと思えますけれど、この点、町長の答弁を求めます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、以前は高速道路も残土の埋め立てに国道沿線を使いましたし、新幹線も当然そういうことで、いつ必要になるかもわかりませんが、もし残土置き場があれば、その大野原演習場とか大村駐屯地とも協議をしながら、置かせてもらえれば、そういう形で、今後も、道路とか使うこともございますでしょうから、そういう形で、なるべく資源として再利用ができないか検討をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 3 号、議案第 4 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号、議案第 4 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約の変更に

については、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号東彼杵町道路線変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前11時05分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 森 敏則

署名議員 橋村 孝彦